

第80期定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

事業報告

企業集団の現況に関する事項

(1) 財産及び損益の状況の推移……………	1 頁
(2) 主要な事業内容……………	1 頁
(3) 主要な拠点等……………	1 頁
(4) 従業員の状況……………	2 頁
(5) 主要な借入先……………	2 頁

会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数……………	3 頁
(2) 発行済株式の総数……………	3 頁
(3) 株主数……………	3 頁
(4) 大株主（上位11名）……………	3 頁

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している 職務執行の対価として交付された新株予約権の状況……………	3 頁
(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等 に対し交付した新株予約権の状況……………	3 頁
(3) その他新株予約権等に関する重要な事項……………	3 頁

会社役員に関する事項

(1) 当事業年度中に退任した取締役……………	4 頁
(2) 責任限定契約の内容の概要……………	4 頁
(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要……………	4 頁
(4) 社外役員に関する事項……………	4～5 頁

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称……………	6 頁
(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額……………	6 頁
(3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由……………	6 頁
(4) 非監査業務の内容……………	6 頁
(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針……………	6 頁

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 内部統制システムに対する基本的な考え方……………	7 頁
(2) 内部統制システムに関する具体的な内容……………	7～9 頁
(3) 内部統制システムの運用状況の概要……………	9 頁

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書……………	10 頁
連結注記表……………	11～20 頁

計算書類

貸借対照表……………	21 頁
損益計算書……………	22 頁
株主資本等変動計算書……………	23 頁
個別注記表……………	24～29 頁

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告……………

計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の監査報告……………	30～31 頁
監査役会の監査報告……………	32～33 頁
	34～35 頁

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

株式会社 千趣会

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求をされた株主の方には電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面をお送りいたします。

企業集団の現況に関する事項

(1) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 77 期 (2021年12月期)	第 78 期 (2022年12月期)	第 79 期 (2023年12月期)	第 80 期 (2024年12月期)
売 上 高	73,149	58,915	49,226	45,600
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	520	△7,889	△5,679	△3,952
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 又 は 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)	308	△10,976	△4,782	△3,658
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)	6円64銭	△234円24銭	△102円19銭	△78円22銭
総 資 産	52,476	38,923	31,809	25,781
純 資 産	33,202	22,019	17,279	13,444
1 株 当 たり 純 資 産 額	708円09銭	469円79銭	369円15銭	287円57銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第78期の期首から適用しており、第78期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 主要な事業内容

当社グループは、通信販売事業を主たる事業とし、法人向けの商品・サービスを提供する法人事業、ベルメゾン会員を中心にサービスを提供する保険事業、その他として子育て支援事業を営んでおります。

(3) 主要な拠点等

当社	本 社	大阪市北区
	東 京 本 社	東京都台東区
	可 児 D C	岐阜県可児市
	美 濃 加 茂 D C	岐阜県美濃加茂市
	鹿 沼 商 品 セ ン タ ー	栃木県鹿沼市
	千 葉 コ ー ル セ ン タ ー	千葉県印西市
千趣ロジスコ(株)	鹿 沼 商 品 セ ン タ ー	栃木県鹿沼市
千趣会コールセンター(株)	本 社	大阪市北区

(4) 従業員の状況

①当社グループにおける状況

セグメント	従業員数	前期末比増減(△は減)
通信販売事業	528名	△ 8名
法人事業	62	△19
保険事業	3	△ 1
その他の	166	3
全社(共通)	112	△14
合計	871	△39

(注) 従業員数は、就業人数(社員及び契約社員)であります。

②当社における状況

従業員数	前期末比増減(△は減)	平均年齢	平均勤続年数
504名	33名	41.5歳	10.1年

(注) 従業員数は、就業人数(社員及び契約社員)であり、子会社等への出向社員(16名)は含んでおりません。

(5) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,165 ^{百万円}

会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 180,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 52,056,993株 |
| (3) 株主数 | 65,135名 |
| (4) 大株主（上位11名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	5,714千株	12.22%
株 式 会 社 ブ レ ス ト シ ー ブ	3,650	7.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,347	7.16
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,665	3.56
T O P P A N 株 式 会 社	1,025	2.19
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	894	1.91
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	790	1.69
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	752	1.61
有 限 会 社 左 右 山	592	1.27
公 益 財 団 法 人 千 趣 留 学 生 奨 学 財 団	350	0.75
佐 川 急 便 株 式 会 社	350	0.75

- (注) 1. 当社は自己株式を5,280,756株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 千株未満は切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は自己株式（5,280,756株）を控除して計算しております。

会社の新株予約権等に関する事項

- 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会社役員に関する事項

(1) 当事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
寺 川 尚 人	2024年3月26日	任 期 満 了	社外取締役、テラ・マネジメン ト・デザイン㈱代表取締役社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」という。）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社取締役及び監査役並びに当社子会社取締役及び監査役であり、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。当該保険契約の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し負担することになる提訴請求対応費用、公告費用及び株主代表訴訟補助参加費用の損害を当該保険契約により填補するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役 堀 口 育 代	㈱くふうしずおか（旧㈱しずおかオンライン）代表取締役	特別の関係はありません。
社外取締役 高 杉 信 匡	弁護士法人淀屋橋・山上合同パートナー	特別の関係はありません。
社外取締役 榊 真 二	東急リバブル㈱顧問	特別の関係はありません。
	㈱サンエー社外取締役	特別の関係はありません。
	森永製菓㈱社外取締役	特別の関係はありません。
社外監査役 清 水 万 里 夫	公認会計士清水万里夫事務所所長	特別の関係はありません。
	旭情報サービス㈱社外監査役	特別の関係はありません。
社外監査役 滝 口 広 子	弁護士法人北浜法律事務所パートナー	当社は、弁護士法人北浜法律事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、当該顧問料及びその他の報酬額を合わせても同弁護士法人の総収入における割合は、1%未満であります。
	京都工芸繊維大学監事	特別の関係はありません。
	三ツ星ベルト㈱社外監査役	特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	取締役会・監査役会等 への出席状況	主な活動状況
社外取締役 堀 口 育 代	取締役会21回開催 内21回出席 委員に就任してからの 指名・報酬諮問委員会 9回開催 内9回出席	培ってきた豊富な知見・経験に基づく経営者の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで取締役会の実効性向上に寄与しております。また、企業経営や戦略、お客様とのリレーション構築やライフスタイル提案、IT分野等における専門的な観点や豊富な知見を活かし、当社経営課題に対する必要な助言をいただきました。
社外取締役 高 杉 信 匡	取締役会21回開催 内21回出席 指名・報酬諮問委員会 14回開催 内14回出席	培ってきた豊富な知見・経験に基づく弁護士の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで取締役会の実効性向上に寄与しております。また、企業法務やリスクマネジメント領域、企業再生に参画した経験やM&Aにおける幅広い知見を活かし、当社経営課題に対する必要な助言をいただきました。
社外取締役 榑 真 二	取締役に就任してからの 取締役会13回開催 内13回出席 委員に就任してからの 指名・報酬諮問委員会 9回開催 内9回出席	培ってきた豊富な知見・経験に基づく経営者の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで取締役会の実効性向上に寄与しております。また、企業経営や企業戦略、お客様とのリレーション構築やライフスタイル提案等における専門的な観点や豊富な知見を活かし、当社経営課題に対する必要な助言をいただきました。
社外監査役 清 水 万 里 夫	取締役会21回開催 内21回出席 監査役会14回開催 内14回出席	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の会計処理等について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 滝 口 広 子	取締役会21回開催 内21回出席 監査役会14回開催 内14回出席 委員就任中の指名・報酬諮問委員会5回開催 内5回出席	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス等について適宜、必要な発言を行っております。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

73百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の

財産上の利益の合計額

73百万円

(注) ①の報酬等は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分することが困難なため、合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

(4) 非監査業務の内容

当事業年度において該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法第362条第4項第6号及び第5項の規定に基づき、取締役会において次のとおり、内部統制システムに関する基本方針及びその整備について決議・決定しております。

(1) 内部統制システムに対する基本的な考え方

当社グループは、企業活動において「コーポレート・ガバナンス（企業統治）」への取組みを必要不可欠なものとして認識し、そのために内部統制システムの整備を行い、コンプライアンス体制の強化、業務執行の効率性向上、リスク管理体制の確立を目指してまいります。また、内部統制システムにつきましては、今後も社会要請あるいは環境の変化に対応した見直しを随時行い、その改善と充実を図ってまいります。

(2) 内部統制システムに関する具体的な内容

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスについては、「千趣会グループコンプライアンス・ポリシー」を制定し、法令や社内規則などにおける違反等の潜在的リスクに対し早期に対処するために、内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン」を開設する。
- ② 役員（取締役・監査役）及び使用人にコンプライアンス上の問題が発生した場合には、規程に基づき、社内における窓口、あるいは社外窓口としての「企業倫理ヘルプライン」を通じて、役員に関しては「監査委員会」に、使用人に関しては「倫理コンプライアンス委員会」に付議し、審議する。
- ③ 役員及び使用人に対しては、eラーニング等でコンプライアンス教育を適宜実施する。
- ④ 会社における内部統制については、社長直轄の監査室が、規程に基づき、業務運営の状況の把握と改善を図るため、内部監査を実施し、社長に報告する。
- ⑤ 知的財産権に関しては事前にリスクマネジメント部がチェックする他、製造物責任については品質管理委員会で販売規制商品の検討・決定を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書取扱規程」、「データ管理規程」に基づき保存・管理を徹底する。
- ② 会社の重要な機密事項に関しては、別途、「機密文書取扱規程」を設け厳重に管理を行う。
- ③ 重要な規程の改定は取締役会の承認を得て実施する。
- ④ 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役及び監査役がイントラネットにて常時閲覧可能な状態にする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 会社の経営の根幹に係るリスクを分類し、各リスク毎に所管部または委員会を設けることで管理体制を明確にし、問題発生時に迅速に対応する体制を整えた上で、各リスクの管理状況を毎月「リスク管理統括委員会事務局」に報告する。
また、事務局は月次報告を取りまとめた上で毎月、緊急時には、所管部または委員会が速やかに経営会議のメンバーで構成する「リスク管理統括委員会」に報告する。
- ② 危機管理における具体的な対応については、必要に応じ各リスク毎にマニュアルを整備し、迅速な対応が図れる体制をとる。
- ③ 取締役の不測の事態に対する体制として、業務代行が円滑に行える体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「社規」、「決裁事項申請に関する規程」を制定し、取締役会、経営会議、監査役会等の役割、使用人の職位、職務分担、職務権限、役割、決裁権限等を明確に規定し、業務の効率性を確保する体制をとる。
- ② 取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図るため、社外取締役（非常勤）制度を導入する。
- ③ 「本部制」を導入し、経営の意思決定機能と業務執行機能の権限・責任を明確化することにより、経営の効率化を図る。
- ④ 取締役会とは別に、原則として常勤の取締役・監査役で構成する「経営会議」を設け、取締役会

から委任された重要な業務執行について決議し、迅速な意思決定を行える体制をとる。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、「関係会社管理規程」を策定・実施し、50%超出資の子会社の重要な事項については、親会社でも決議を行う。
- ② 各主管部が子会社を主管することで、親子会社間の指揮・命令・意思疎通の連携を密にし、指導・助言・評価を行いながらグループ全体としての業務の適正化を図る。
- ③ 事業子会社のうち取締役会非設置会社は、毎月開催する定例会議において各種報告を行う。事業子会社は、毎月開催する月次会議で売上・利益の報告を共有し、少なくとも年1回、当該事業子会社の社長から当社社長へ直接報告を行う。
- ④ 監査法人と親会社の取締役の間で定例的な会議を実施し、グループ全体の状況について意見交換を行う。
- ⑤ グループ会社共通の「インサイダー取引禁止規程」、「内部通報に関する規程」を策定し、グループ会社の役員及び使用人に対して共通のコンプライアンス教育を実施する。
- ⑥ グループ中長期計画を策定し、効率的に運営する。
- ⑦ 子会社の役員人事は経営会議で、子会社の代表取締役は取締役会で選解任を行う。
- ⑧ グループ会社は、それぞれリスクの度合いに応じて規程を整備し管理する。
- ⑨ 当社取締役、監査役及び従業員が必要に応じてグループ会社の取締役及び監査役を兼任するとともに、「関係会社管理規程」に基づきグループ会社の業務を所管する部門と連携し、グループ会社における法令遵守及び業務の適正性を確保するための指導・支援を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会からの求めに応じ、監査役スタッフ1名を置く。
- ② 監査役スタッフの任命及び異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査役会の意見を最大限尊重する。
- ③ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、監査役に帰属するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 常勤監査役は必要に応じて主要な会議に出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受ける。
- ② 常勤監査役は「リスク管理統括委員会」に出席するとともに、リスク管理に関する各委員会または所管部から、「企業倫理ヘルプライン」における重大な事項その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会に報告する。
- ③ 監査役が閲覧を必要とする資料については、要請があり次第いつでも閲覧に応じることとする。
- ④ 監査部門が実施した内部監査の結果を報告する。
- ⑤ 監査役は社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施する。
- ⑥ 監査役監査を定期的を実施することにより、重要な使用人からヒアリングを実施する。
- ⑦ 必要に応じて、監査役会からの要請により、専門家の助言を得られるべく対応する。
- ⑧ 当社及びグループ会社から連絡を受けた「倫理コンプライアンス委員会」における委員長は、従業員の重大な不正行為等の事実又はその疑いがある場合は、監査役会に報告する。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役の職務の執行上必要と認められる費用について予算化し、その前払等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。
- ② 会社のために必要と認める場合には、予算外費用を会社は承認する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 金融商品取引法をはじめ関係法令の定めるところに従い、財務報告に係る内部統制の信頼性の評価及び外部報告を実施する。
- ② 財務報告に係る内部統制の有効性の評価にあたって、一般に公正妥当と認められる評価の基準に準拠した手続を定め、これに従う。
- ③ 財務報告に係る内部統制の有効性を確保するため、定期的に全社を対象とした内部監査を実施し、不備の発見並びに是正を行い、継続的に改善に努める。
- ④ 社長に求められている有効な内部統制の整備及び運用、並びに財務報告に係る内部統制の評価及び外部報告を補佐するため、監査室は「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」に基づき、内部監査を実施し監査結果を社長に報告する。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「コンプライアンス・ポリシー」及び「反社会的勢力による被害を防止するための指針」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした対応で臨み、一切関係を持たないことを宣言し、役職員に周知徹底する。

(3) 内部統制システムの運用状況の概要

当社及び子会社から成る企業集団が整備している内部統制システムにおける運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

当社は、「コンプライアンス・ポリシー」を制定し、イントラネット上に掲示し、全従業員が随時確認できる状態にしている。また、内部通報制度として企業倫理ヘルプラインを開設しており、役員及び使用人にコンプライアンス上の問題が発生した場合には、規程どおりに運用している。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社は、経営会議を合計48回開催した。

決裁事項申請に関する規程では、取締役会と経営会議の役割分担を決裁事項によって明確にしている。

3. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況

2021年から2025年までの中期経営計画を策定、社内外に公表した。

4. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

常勤監査役は取締役会21回、経営会議48回全てに出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受けている。

監査役は、当社社長と懇談会を年に7回実施（内2回は全監査役）、監査法人とは意見交換会を年に8回実施した。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制の運用状況

金融庁・企業会計審議会が公表している実施基準等に準拠した「2022年度内部統制基本計画書」に基づき、監査室と会計監査人が連携の上、統制活動のモニタリング等を通じ、内部統制の有効性について整備、運用状況の評価を行っている。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年1月1日期首残高	100	30,084	△8,891	△2,953	18,339
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失			△3,658		△3,658
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△3,658	△0	△3,658
2024年12月31日期末残高	100	30,084	△12,549	△2,954	14,680

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
2024年1月1日期首残高	302	71	△1,516	77	△1,065	5	17,279
連結会計年度中の変動額							
親会社株主に帰属する 当期純損失							△3,658
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△283	72	－	46	△163	△12	△176
連結会計年度中の変動額合計	△283	72	－	46	△163	△12	△3,835
2024年12月31日期末残高	18	144	△1,516	124	△1,229	△7	13,444

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において3期連続で重要な営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社グループは、当該状況を解消すべく、再生計画（2025年～2027年）を策定し、以下の業績改善施策に取り組んでまいります。

<業績改善施策>

当社の強みである「アイデア創出・企画・提案力」「商品開発・調達力」「顧客資産」「ブランドとしての安心感・信頼性」を基盤として、3つの戦略に基づき、業績改善施策に取り組めます。

A. 通信販売事業の抜本改革

①ターゲットの明確化

「世代別」に事業ドメインを再編する。

②商品力の向上

コアターゲットの明確化により、マーケティングに基づく精度の高い商品開発を行う。

③世代別顧客に対応した細やかなMDの構築

新鮮で共感性の高い商品と売場が通年で提案できている状況を実現する。

B. 通信販売アセットを活用したビジネスの拡大

①販売ポテンシャルの最大化

外部モール・リアル店舗展開により顧客とのタッチポイントを構築し、売上・利益を拡大する。

②BtoBの強化

保険・株主優待・広告・法人受託等の収益基盤を多角化する。

③既存取引先との関係強化

事業パートナーのチャネル活用、協業深化を軸にギフト・卸等の事業規模を拡大する。

C. 新たな収益源の開発

①子育て支援

通信販売等の既存事業と子育て支援事業とを掛け合わせた新規施策を展開し、新たな収益源を創出する。

②エシカル推進事業の開発・展開

エシカル領域での事業プランを構築し、収益を獲得・拡大する。

③海外展開

中国以外への販売地域拡大と取り扱いジャンルの拡大により収益を拡大する。

2025年度においては、上記施策を着実に実行し、また臨機応変に軌道修正を行うことで、2026年度における黒字回復を目指してまいります。そして、今一度「企業の存在理由は社会貢献にある」という当社の理念に立ち戻り、社会課題に真正面から向き合い、当社が旗振り役となり、ライフスタイルの提案、商品・サービス・情報・繋がる場の提供を通じて、生活者の皆様、ビジネスパートナーの皆様と共に、サステナブルな社会の実現を目指す社会課題解決企業へと変革し、当社の存在価値、企業価値の向上を図ってまいります。

資金面については、当連結会計年度末において、現金及び預金26億54百万円を保有するとともに、取引金融機関と総額60億円のコミットメントライン契約（期間満了日である2025年3月31日まで実行可能で、実行日から最長6ヶ月の借入が可能）を締結しております。また、当該コミットメントライン契約が継続できなかった場合に備え、当座借越契約枠として特殊当座借越契約55億円（契約満了日2025年10月31日）を設定しており、「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、契約の満了日を2026年2月2日に延長しております。上記コミットメントライン契約及び特殊当座借越契約の当連結会計年度末における借入実行残高はございません。なお、「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載の通り、2025年1月に上記コミットメントライン契約による45億円の借入を行っておりますが、不動産の売却も含めた資金創出により2025年7月に返済を行う予定であります。今後も、契約期限の更新や更なる支援が必要となった場合に支援が得られるよう、金融機関と緊密な連携を続けてまいります。

しかしながら、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消すべく取り組んでいる業績改善施策は実施途上であり、上記の施策による損益及び財務的な効果を十分に得ることができない可能性も考えられること、不動産の売却契約は未締結であること、契約期限の更新や金融機関からの更なる追加支援が必要となった場合に備えた資金調達については未確定であることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

今後も経営環境の変化に柔軟に対応し、必要な施策を適時に実行することにより、2026年度の黒字化を実現し、中長期的には、お客様から長く愛され、ステークホルダーの皆様の期待に応えられる企業となれるよう努めてまいります。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 7 社
主要な連結子会社の名称 千趣ロジスコ(株)
千趣会コールセンター(株)
- (2) 非連結子会社の数 1 社
主要な非連結子会社の名称 千趣会香港有限公司
連結の範囲から除いた理由……上記非連結子会社は、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社の数 1 社
持分法を適用した非連結子会社の名称 千趣会香港有限公司
- (2) 持分法を適用した関連会社の数 2 社
持分法を適用した主要な関連会社の名称 (株)ベルメゾンロジスコ
- (3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は全て連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものは、時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③棚卸資産

主として月別総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

③事業所閉鎖損失引当金

事業所閉鎖に伴い発生すると見込まれる損失に備えるため、損失発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

一部の連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

通信販売事業では、主としてインターネットやカタログを通じて商品販売を行っております。これらの商品販売取引においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

法人事業では、主として法人顧客に対して物流代行やコールセンターサービス、広告等のサービス提供を行っております。サービス提供については役務提供完了時点で履行義務が充足されるものとみなし、収益を認識しております。

保険事業については、保険契約者のニーズに応じて、保険会社に対し保険契約の取り次ぎを行う義務を負っております。当該履行義務は、保険契約の取り次ぎ後、保険会社はそのサービスを検収し、保険会社が当該サービスの支配を獲得した時点で充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 販売促進費の会計処理

当社は通信販売事業を行っており、販売促進費のうち、翌連結会計年度の売上高に対応するカタログ関係費用は、前払費用として流動資産の「その他」に含めて計上しております。

(8) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(9) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

譲渡制限付株式報酬制度

当社グループの譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役（社外取締役及び資本業務提携先から派遣された取締役を除きます。）及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員の一部に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

(10) その他連結計算書類作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

会計上の見積りに関する注記

(商品及び製品の評価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	5,272百万円
上記の内、当社の商品及び製品	5,205百万円
当社の棚卸資産評価損(△は戻入額)	△29百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

主として月別総平均法による原価法(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく原価切り下げの方法)によっており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。

また、営業循環過程から外れた滞留品については、一定の回転期間を超えて保有している商品及び製品に対して、過去の販売実績に基づき帳簿価額を切り下げております。

(2) 主要な仮定

営業循環過程から外れた滞留品を識別するために販売可能期間に基づいて一定の回転期間を設定し、その回転期間を超えて保有している滞留品については、評価減率を考慮して評価しております。なお、評価減率は、過去の販売実績に基づき算出しております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

想定した回転期間未満の在庫を処分した場合には損失が発生する可能性があります。また、評価減率の見積りには不確実性を伴うため、想定と乖離した場合には損失が発生する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 23,456百万円

3. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物及び構築物	3,281百万円
土地	5,233百万円
計	8,514百万円

(注) コミットメントライン契約に基づく借入金を担保するものであります。

なお、同契約による借入実行残高はありません。

また、上記の建物及び構築物並びに土地については第二順位として長期借入金、第三順位として特殊当座借越契約を担保しております。

なお、長期借入金の借入実行残高は2,165百万円であります。

4. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2000年3月31日

当連結会計年度末において、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載していません。

5. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関とコミットメントライン契約（総額60億円）を締結しております。
- また、当該コミットメントライン契約が継続できなかった場合に備えて、特殊当座借越契約（限度額55億円）を締結しております。
- 当連結会計年度末において、いずれの契約についても借入実行残高はありません。

6. 財務制限条項

上記のコミットメントライン契約については、財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

2024年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2023年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の50%に相当する金額以上に維持すること。

連結損益計算書に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
株千趣会 大阪市北区他	通信販売事業、法人事業	建物、無形固定資産他	203
株千趣会チャイルドケア 大阪市鶴見区他	その他	建物及び構築物、 工具、器具及び備品	32

資産のグルーピングについては、原則として事業用資産については管理会計上の区分に基づいております。

上記の資産グループの事業用資産については、営業活動による収益性の低下が認められ、短期的な業績回復が見込まれないことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

その主な内訳は、建物及び構築物47百万円、機械装置28百万円、工具、器具及び備品 3百万円、無形固定資産156百万円であります。

通信販売事業用資産及び法人事業用資産における回収可能価額の算定は、主に不動産鑑定評価額に基づく正味売却価額より算定しております。

その他事業用資産における回収可能価額の算定は、使用価値で測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため零としております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	52,056,993	—	—	52,056,993

3. 剰余金の配当に関する事項

- (1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金運用については短期的な預金を中心に、安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。

また、設備計画に基づいて必要な資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金、未収入金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は社内審査基準に従い、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理に関する体制を整備し運用しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に株価や発行体の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を断続的に見直しております。

営業債務である電子記録債務、買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）をヘッジ手段として利用しております。

借入金、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、原則として外貨建営業債務の為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

また、営業債務、借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰り計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。なお、借入金は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 長期借入金 (※4)	2,684	2,684	△0
負債計	2,684	2,684	△0
デリバティブ取引 (※5)	220	220	—

※1. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「未収入金」「電子記録債務」「買掛金」「未払金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 非連結子会社、関連会社株式及び非上場株式については、市場価格のない株式等であることから記載を省略しております。非連結子会社及び関連会社株式の連結貸借対照表計上額は609百万円、非上場株式の連結貸借対照表計上額は196百万円であります。

※3. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は291百万円であります。

※4. 連結貸借対照表では短期借入金に含まれている1年以内に返済される長期借入金（連結貸借対照表計上額620百万円）は、長期借入金に含めて表示しております。

※5. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務になる項目については（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 為替予約	—	220	—	220
資産計	—	220	—	220

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,684	—	2,684
負債計	—	2,684	—	2,684

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

為替予約の時価については、先物為替相場によって算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で元利金の合計を割り引いて時価を算定しております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	通信販売 事業	法人事業	保険事業	計		
インテリア・雑貨	12,840	—	—	12,840	—	12,840
ファッション	9,907	—	—	9,907	—	9,907
ママ・ベビー・キッズ	4,718	—	—	4,718	—	4,718
キャラクター	4,380	—	—	4,380	—	4,380
業務受託	—	2,280	—	2,280	—	2,280
広告	—	495	—	495	—	495
その他	7,829	1,136	512	9,478	1,500	10,979
顧客との契約から生じる収益	39,675	3,912	512	44,099	1,500	45,600
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	39,675	3,912	512	44,099	1,500	45,600

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、子育て支援事業であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準 顧客との契約から生じる収益の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高

	当連結会計年度 (百万円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	1,562
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	1,203
契約負債 (期首残高)	627
契約負債 (期末残高)	482

契約負債は主に、当社が付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は627百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の簡便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 287円57銭
- 1株当たり当期純損失 78円22銭

(注) 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

重要な後発事象に関する注記

(当座借越契約の更新)

当社は、コミットメントライン契約が継続できなかった場合に備えて契約しております特殊当座借越契約55億円について、2025年2月6日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり契約の更新を行っております。

借入先：株式会社三井住友銀行

借入利率：基準金利＋スプレッド

契約締結日：2025年2月10日

契約期限：2026年2月2日

(資金の借入)

当社は、コミットメントライン契約に基づき、以下のとおり借入の実行を行っております。

- (1) 資金の使途：運転資金
- (2) 借入先：取引金融機関4社
- (3) 借入金額：45億円
- (4) 借入金利：基準金利＋スプレッド
- (5) 借入実行日：2025年1月9日
- (6) 返済期限：2025年7月9日
- (7) 返済方法：一括返済
- (8) 担保の有無：有

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(13,122)	流 動 負 債	(9,720)
現 金 及 び 預 金	1,571	電 子 記 録 債 務	3,278
受 取 手 形	84	買 掛 金	1,833
売 掛 金	1,028	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	620
商 品 及 び 製 品	5,207	リ ー ス 債 務	22
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	127	未 払 金	2,493
前 払 費 用	496	未 払 費 用	384
未 収 入 金	3,988	未 払 法 人 税 等	8
そ の 他	700	契 約 負 債	448
貸 倒 引 当 金	△82	預 り 金	394
固 定 資 産	(11,299)	賞 与 引 当 金	1
有 形 固 定 資 産	(8,911)	事 業 所 閉 鎖 損 失 引 当 金	90
建 物	3,367	そ の 他	142
構 築 物	28	固 定 負 債	(2,103)
機 械 及 び 装 置	59	長 期 借 入 金	2,045
車 両 運 搬 具	0	リ ー ス 債 務	2
工 具 、 器 具 及 び 備 品	73	繰 延 税 金 負 債	9
土 地	5,383	そ の 他	45
建 設 仮 勘 定	0	負 債 合 計	11,823
無 形 固 定 資 産	(691)	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	675	株 主 資 本	(13,951)
そ の 他	16	資 本 金	(100)
投 資 そ の 他 の 資 産	(1,695)	資 本 剰 余 金	(30,084)
投 資 有 価 証 券	487	資 本 準 備 金	25
関 係 会 社 株 式	432	そ の 他 資 本 剰 余 金	30,059
長 期 貸 付 金	251	利 益 剰 余 金	(△13,278)
そ の 他	673	そ の 他 利 益 剰 余 金	△13,278
貸 倒 引 当 金	△148	繰 越 利 益 剰 余 金	△13,278
資 産 合 計	24,421	自 己 株 式	(△2,954)
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	(△1,353)
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	18
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	144
		土 地 再 評 価 差 額 金	△1,516
		純 資 産 合 計	12,598
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,421

損 益 計 算 書

(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	42,863
売上原価	21,879
売上総利益	20,983
販売費及び一般管理費	24,795
営業損失	3,812
営業外収益	
受取利息及び配当金	89
債務勘定整理益	254
その他の	61
営業外費用	
支払利息	52
為替差損	102
支払手数料	115
貸倒引当金繰入額	47
違約金損失	165
その他	55
経常損失	3,945
特別利益	
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	549
特別損失	
固定資産除売却損失	3
減損損失	203
関係会社株式売却損失	39
税引前当期純損失	3,642
法人税、住民税及び事業税	13
法人税等調整額	△38
当期純損失	3,617

株主資本等変動計算書

(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 金	利 益 剰 余 金 計 合		
2024年1月1日期首残高	100	25	30,059	30,084	△9,660	△9,660	△2,953	17,569
事業年度中の変動額								
当 期 純 損 失					△3,617	△3,617		△3,617
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△3,617	△3,617	△0	△3,617
2024年12月31日期末残高	100	25	30,059	30,084	△13,278	△13,278	△2,954	13,951

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評価 差 額	評 価 換 算 差 額	・ 算 等 計	
2024年1月1日期首残高	302	71	△1,516	△1,142		16,426
事業年度中の変動額						
当期純損失						△3,617
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△283	72	－	△210		△210
事業年度中の変動額合計	△283	72	－	△210		△3,828
2024年12月31日期末残高	18	144	△1,516	△1,353		12,598

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度において3期連続で重要な営業損失を計上し、4期連続で当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社は、当該状況を解消すべく、再生計画（2025年～2027年）を策定し、以下の業績改善施策に取り組んでまいります。

<業績改善施策>

当社の強みである「アイデア創出・企画・提案力」「商品開発・調達力」「顧客資産」「ブランドとしての安心感・信頼性」を基盤として、3つの戦略に基づき、業績改善施策に取り組めます。

A. 通信販売事業の抜本改革

①ターゲットの明確化

「世代別」に事業ドメインを再編する。

②商品力の向上

コアターゲットの明確化により、マーケティングに基づく精度の高い商品開発を行う。

③世代別顧客に対応した細やかなMDの構築

新鮮で共感性の高い商品と売場が通年で提案できている状況を実現する。

B. 通信販売アセットを活用したビジネスの拡大

①販売ポテンシャルの最大化

外部モール・リアル店舗展開により顧客とのタッチポイントを構築し、売上・利益を拡大する。

②BtoBの強化

保険・株主優待・広告・法人受託等の収益基盤を多角化する。

③既存取引先との関係強化

事業パートナーのチャネル活用、協業深化を軸にギフト・卸等の事業規模を拡大する。

C. 新たな収益源の開発

①子育て支援

通信販売等の既存事業と子育て支援事業とを掛け合わせた新規施策を展開し、新たな収益源を創出する。

②エシカル推進事業の開発・展開

エシカル領域での事業プランを構築し、収益を獲得・拡大する。

③海外展開

中国以外への販売地域拡大と取り扱いジャンルの拡大により収益を拡大する。

2025年度においては、上記施策を着実に実行し、また臨機応変に軌道修正を行うことで、2026年度における黒字回復を目指してまいります。そして、今一度「企業の存在理由は社会貢献にある」という当社の理念に立ち戻り、社会課題に真正面から向き合い、当社が旗振り役となり、ライフスタイルの提案、商品・サービス・情報・繋がる場の提供を通じて、生活者の皆様、ビジネスパートナーの皆様と共に、サステナブルな社会の実現を目指す社会課題解決企業へと変革し、当社の存在価値、企業価値の向上を図ってまいります。

資金面については、当事業年度末において、現金及び預金15億71百万円を保有するとともに、取引金融機関と総額60億円のコミットメントライン契約（期間満了日である2025年3月31日まで実行可能で、実行日から最長6ヶ月の借入が可能）を締結しております。また、当該コミットメントライン契約が継続できなかった場合に備え、当座借越契約枠として特殊当座借越契約55億円（契約満了日2025年10月31日）を設定しており、「個別注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、契約の満了日を2026年2月2日に延長しております。上記コミットメントライン契約及び特殊当座借越契約の当連結会計年度末における借入実行残高はございません。なお、「個別注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載の通り、2025年1月に上記コミットメントライン契約による45億円の借入を行っておりますが、不動産の売却も含めた資金創出により2025年7月に返済を行う予定であります。今後も、契約期限の更新や更なる支援が必要となった場合に支援が得られるよう、金融機関と緊密な連携を続けてまいります。

しかしながら、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消すべく取り組んでいる業績改善施策は実施途上であり、上記の施策による損益及び財務的な効果を十分に得ることができない可能性も考えられること、不動産の売却契約は未締結であること、契約期限の更新や金融機関からの更なる追加支援が必要となった場合に備えた資金調達については未確定であることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

今後も経営環境の変化に柔軟に対応し、必要な施策を適時に実行することにより、2026年度の黒字化を実現し、中長期的には、お客様から長く愛され、ステークホルダーの皆様の期待に応えられる企業となれるよう努めてまいります。

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式は、移動平均法による原価法により、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものは、時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 棚卸資産

主として月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	38～50年
----	--------

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 事業所閉鎖損失引当金

事業所閉鎖に伴い発生すると見込まれる損失に備えるため、損失発生見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

通信販売事業では、主としてインターネットやカタログを通じて商品販売を行っております。これらの商品販売取引においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

法人事業では、主として法人顧客に対して物流代行やコールセンターサービス、広告等のサービス提供を行っております。サービス提供については役務提供完了時点で履行義務が充足されるものとみなし、収益を認識しております。

保険事業については、保険契約者のニーズに応じて、保険会社に対し保険契約の取り次ぎを行う義務を負っております。当該履行義務は、保険契約の取り次ぎ後、保険会社はそのサービスを検収し、保険会社が当該サービスの支配を獲得した時点で充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 販売促進費の会計処理

当社は通信販売事業を行っており、販売促進費のうち、翌期の売上高に対応するカタログ関係費用は、前払費用に含めて計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

8. 関連する会計基準等の定めが明らかな場合に採用した会計処理の原則及び手続

譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役（社外取締役及び資本業務提携先から派遣された取締役を除きます。）及び当社の従業員の一部に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

9. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

会計上の見積りに関する注記

（商品及び製品の評価）

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	5,207百万円
棚卸資産評価損（△は戻入額）	△29百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額23,226百万円
3. 担保資産及び担保付債務
担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物及び構築物	3,281百万円
土地	5,233百万円
計	8,514百万円

(注) コミットメントライン契約に基づく借入金を担保するものであります。
なお、同契約による借入実行残高はありません。
また、上記の建物及び構築物並びに土地については第二順位として長期借入金、第三順位として特殊当座借越契約を担保しております。
なお、長期借入金の借入実行残高は2,165百万円であります。
4. 関係会社に対する金銭債権、債務

関係会社に対する短期金銭債権	400百万円
関係会社に対する長期金銭債権	251百万円
関係会社に対する短期金銭債務	279百万円
5. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日2000年3月31日

当事業年度末において、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載していません。
6. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関とコミットメントライン契約（総額60億円）を締結しております。

また、当該コミットメントライン契約が継続できなかった場合に備えて、特殊当座借越契約（限度額55億円）を締結しております。

当事業年度末において、いずれの契約についても借入実行残高はありません。
7. 財務制限条項
上記のコミットメントライン契約については、財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

2024年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2023年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の50%に相当する金額以上に維持すること。

損益計算書に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 関係会社との取引高

売上高	198百万円
営業費用	4,531百万円
営業取引以外の取引高	110百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	5,263,634	17,122	—	5,280,756

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加17,122株は、譲渡制限付株式の無償取得による増加16,950株、単元未満株式の買取りによる増加172株であります。

税効果会計に関する注記

- 繰延税金資産及び繰延税金負債、再評価に係る繰延税金資産の主な原因別内訳

繰延税金資産	百万円
繰越欠損金	11,463
減損損失（土地）	2,112
減価償却超過額	868
関係会社株式評価損	532
その他	398
繰延税金資産小計	15,376
評価性引当額	△15,172
繰延税金資産合計	204

繰延税金負債	百万円
販売促進費認定損	103
繰延ヘッジ損益	76
その他	33
繰延税金負債合計	214
繰延税金負債の純額	9

再評価に係る繰延税金資産	百万円
再評価に係る繰延税金資産	524
評価性引当額	△524
再評価に係る繰延税金負債	—
再評価に係る繰延税金資産の純額	—

- 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従っております。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 269円34銭

2. 1株当たり当期純損失 77円34銭

(注) 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

重要な後発事象に関する注記

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

株式会社 千 趣 会
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 和田林一毅
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 後藤英之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社千趣会の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千趣会及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において3期連続で重要な営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

株式会社 千 趣 会
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 和田林一毅
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 後藤英之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社千趣会の2024年1月1日から2024年12月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において3期連続で重要な営業損失を計上し、4期連続で当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役の監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員及び内部監査部門・その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会や経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の社長へのヒアリング及び監査役等と意思疎通を図るための情報交換会の開催、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の整備・運用評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 会計監査に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け協議を行うとともに監査結果報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月26日

株式会社 千趣会 監査役会

常勤監査役 稲田佳央 ⑩

社外監査役 清水万里夫 ⑩

社外監査役 滝口広子 ⑩